

2024年5月10日

各位

大阪市中央区道修町二丁目6番8号

住友ファーマ株式会社

代表取締役 野村 博

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

当社及びFrontAct株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、当社のフロンティア事業推進室が営む事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしましたので、会社法の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1 吸収分割契約の内容

別紙1記載のとおりです。

2 分割対価の定め相当性に関する事項

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社は、普通株式200,000株を発行し、当社に対し交付します。交付株式数は、当社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

3 吸収分割が効力を生ずる日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4 吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

- (1) 成立の日における貸借対照表
別紙2記載のとおりです。
- (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 成立の日後に生じた重要な後発事象
 - ① 吸収分割承継会社は、2024年4月16日、株式会社メルティン MMI との間
で、同年6月17日を効力発生日として、同社のメディカル事業を譲り受ける
旨の事業譲渡契約を締結いたしました。
 - ② 吸収分割承継会社は、上記①の事業譲受けに係る対価の支払のための資金及び
吸収分割承継会社の運転資金等を調達するため、当社から (i) 出資又は
(ii) 出資及び借入れによる資金調達を行うことを予定しております。その具
体的な日程、金額等の詳細については未定ですが、借入れが含まれる場合で
も、吸収分割承継会社の債務の履行に支障が生じない範囲で実施される予定で
す。

6 吸収分割会社の最終事業年度後に生じた重要な後発事象

- (1) 当社は、2023年5月31日付で、その保有する住友ファーマアニマルヘルス株式
会社の全株式の三井物産株式会社に対する譲渡を完了しました。これにより、同日付
で、住友ファーマアニマルヘルス株式会社及び同社の完全子会社であるマルピー・ラ
イフテック株式会社は、それぞれ、当社の連結子会社及び子会社から除外されました。
- (2) 当社は、2024年4月2日付で、その保有する Roivant Sciences Ltd. の普通株式
71,251,083 株の同社に対する譲渡を完了しました。

7 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の 債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の 履行の見込みに関する事項

当社及び吸収分割承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割が効力を
生ずる日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現
在のところ認識されておらず、本吸収分割が効力を生ずる日以後においても、両社の資産
の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれていること、並びに、両社の収益状況及び
キャッシュ・フロー等に鑑みて、当社及び吸収分割承継会社の債務については、本吸収分
割が効力を生ずる日以後も履行の見込みがあると判断しております。

8 吸収分割契約の備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変 更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更が生じましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙 1（吸収分割契約）

吸収分割契約書

住友ファーマ株式会社（以下「甲」という。）と FrontAct 株式会社（以下「乙」という。）とは、甲のフロンティア事業推進室が営む事業（以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を吸収分割の方法により乙に承継させること（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収分割会社

（商号）住友ファーマ株式会社

（住所）大阪市中央区道修町二丁目 6 番 8 号

（2）吸収分割承継会社

（商号）FrontAct 株式会社

（住所）東京都中央区新川一丁目 1 7 番 2 4 号 NMF 茅場町ビル 5 階

第 2 条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する権利義務（以下「対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項の規定による甲から乙への債務及び義務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第 3 条（雇用契約）

1. 乙は、本件分割に際して、甲と甲の従業員との間の雇用契約は承継しない。
2. 甲は、本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以降、対象事業に従事する甲の従業員の全部又は一部を、出向の形式により乙において就労させるものとする。

第 4 条（本件分割に際して交付する金銭等・乙の資本金及び準備金）

1. 乙は、本件分割に際し、甲に対し、承継する権利義務の対価として、乙の普通株式 2 0 0, 0 0 0 株を交付する。
2. 本件分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

（1）資本金の増加額：	0 円
（2）資本準備金の増加額：	0 円
（3）利益準備金の増加額：	0 円

第5条（簡易分割）

甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

第6条（分割承認決議）

乙は、効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項の規定に基づく株主総会の承認（同法第319条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第7条（効力発生日）

効力発生日は、2024年6月18日とする。ただし、本件分割の手續の進行その他の事由に応じて必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以後においても、乙に対して対象事業についての競業避止義務を負わない。

第9条（本件分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合、その他本件分割を阻害する重大な事態が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

（以下、余白）

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 9 日

甲 大阪市中央区道修町二丁目 6 番 8 号
住友ファーマ株式会社
代表取締役 野村 博

乙 東京都中央区新川一丁目 1 7 番 2 4 号 NMF 茅場町ビル 5 階
FrontAct 株式会社
代表取締役 野村 武彦

別紙

承継対象権利義務明細表

対象権利義務は、効力発生日において対象事業に関して有する次に記載する権利義務とする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

対象事業のみに関して有する次の資産

- ① 売掛金、未収入金、棚卸資産その他の流動資産
- ② 有形固定資産（備品等を含む。）、無形固定資産（特許権、著作権、商標権その他の知的財産権を含む。）、投資その他の資産（株式を含む。ただし、株式会社メルティン MMI の株式を除く。）その他の固定資産

2. 負債

対象事業のみに関して有する買掛金、未払金その他の負債（偶発債務及び簿外債務を含むが、法令上承継可能なものに限る。）

3. 契約

対象事業のみに関して甲が第三者と締結している契約（ただし、雇用契約を除く。）及びこれに付随関連する権利義務

4. 文書及び資料

甲が保有している対象事業のみに属する文書及び資料（電磁的記録を含む。）

別紙 2 （貸借対照表）

（単位：円）

資産の部		純資産の部	
現金及び預金	1, 000, 000	資本金	1, 000, 000
資産合計	1, 000, 000	純資産合計	1, 000, 000